

第5章 楽しく暮らせる地域づくり

1. 生涯学習の推進

現況と課題

生涯を通して自ら学びながら新しい知識や技術を習得していくことは、生き生きと自分らしく暮らすために必要不可欠な要件であると思われます。しかしながら、日々仕事に追われている現役世代の大人たちや、多感な時期に受験戦争を経験する子どもたちが、仕事や勉強以外に本当に興味のある物事を追及していくことは、限られた時間の中では非常に難しいのが現実です。

このため、仕事をリタイヤしたとたんに生きがいを失ってしまうケースも少なくありません。

地域福祉の視点では仕事をリタイヤした方のように、余暇のある方たちが生きがいを持って地域での活動に参加してもらえるよう、また、現役の時から生きがいを持って地域での活動に参加してもらえるよう、生涯を通じて興味を持てるものを見つけることが大切であると考えます。

また、生涯学習を学ぶ過程や学んで得た知識や技術を発表したり、活用したりする過程は、それぞれが人との出会いや生きがいを見出すチャンスでもあります。

そのためにも、さまざまな世代の一人ひとりが新たな目標を見出し、学習を通して地域への積極的な参加が行われるよう、市民の価値観の多様化に対応した生涯学習プログラムを提供することが必要とされていることから、市では「船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）」に基づき、市内の公民館を中心に、様々な施設で生涯学習事業を実施しています。

さらに、生涯学習で得た知識・技術の成果が社会的に認められることは、学習者にとって自己の成長や向上を確認でき、大きな喜びにつながります。

そのうえ、生涯学習で得た知識・技術が地域づくりへと繋がることも期待されることから、地域において学習成果を活かすことのできる環境整備が必要です。

施策の方向

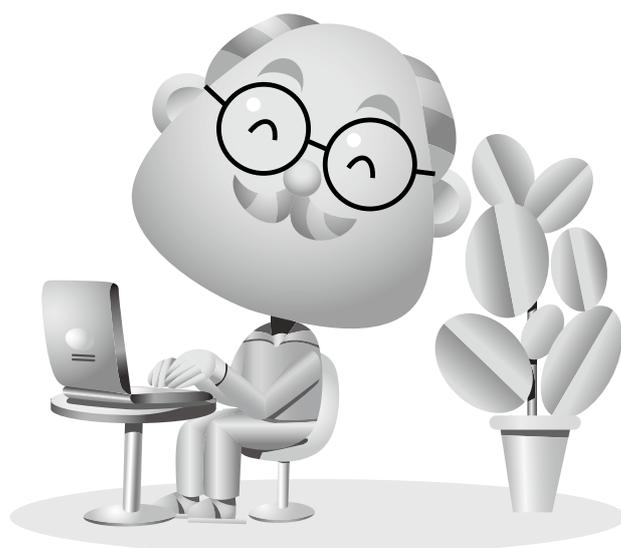
生涯学習プログラムの参加者は、自らが生きがいを持って暮らすだけでなく、地域における活動の中心となっていくことが期待されています。そうしたことから、地域での活動に結びつけることが出来るよう、生涯学習情報の一元化を図り、わかりやすい情報提供に努めます。

また、価値観の多様化に対応できる、多彩な学習内容、受講しやすい場所・時間の設定など、生涯学習プログラムの充実を図ります。

さらに、得た知識・技術の成果を地域に活かすことのできる環境を整備します。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○若い時期から生涯続けていける趣味を持つ ○地域や行政等が開催する生涯学習の場へ積極的に参加する ○学んだ知識・技術を地域に還元する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習情報の発信及びPR活動を行う ○町会・自治会館を活用した生涯学習事業を実施する ○高齢者の知識・経験等地域の持つ力を活かした生涯学習事業を実施する ○公民館・児童ホーム³⁰・福祉センター事業へ参画する ○地域による学校支援を行う ○既存の団体・サークル等を取り込む ○総合型地域スポーツクラブ³¹を立ち上げる ○地域の住民に開かれた事業所づくりを進める ○事業所の専門的知識を活かして講演会・フォーラム等を開催する ○事業所の利用者を含め高齢者・障害者の暮らしに役立つ情報を発信する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし一番星プラン」を推進する (社会教育課) ○総合的な生涯学習情報の提供を行う (社会教育課) ○市民大学校修了生などが、学習成果を地域に活かすことができるよう環境を整備する (社会教育課)



³⁰ 18歳未満の児童を対象とした、自由遊び・創作遊び・体育遊びができる施設。平成21年4月現在市内に20館を設置。

³¹ 子どもから高齢者まで、スポーツを愛する市民が身近な地域でスポーツをするほか、指導や運営にも携わり、生涯にわたって活動することをめざした組織。

2. サークル活動の支援

現況と課題

地域福祉を推進していくためには、市民相互の助け合いの気持ちが不可欠ですが、本市の市民の多くを占めるサラリーマン層においては、職場で形成された人間関係のみで生活することも多く、結果として地域における人間関係が形成されにくい状況が見受けられます。

さらには、隣近所のつきあいや地域での活動への参加を重荷に感じたり、忌避したりする人々も少なくありません。

こうした状況の中で、地域に生活する人と人を結びつけ、互いの助け合いが可能となるまでに人間関係を深化させるためには、町会・自治会などの地縁的な組織だけではなく、個人の趣味や好みに合わせたさまざまなサークル活動が重要な役割を果たします。

サークル活動は、隣近所といったいわゆる地縁を超えて、共通の趣味や考え方をもち人同士の結びつき（知縁）の場・仕組みでもあるため、こうしたさまざまな縁・結びつきを支援していくことが重要です。

また、共通の趣味や好みで行われているサークル活動ですが、もう一步踏み出し、サークルの枠を超えて、地域に貢献できるような、地域に根ざした活動へ発展することが期待されています。サークル活動が、このような地域に根ざした活動に発展することでコミュニティの形成にも大きな役割を果たすと考えられます。

現在、公民館を中心に様々なサークルが活動していますが、サークル数の増加に伴い、会場の確保が困難になってきており、新たな活動の場づくりが求められています。

施策の方向

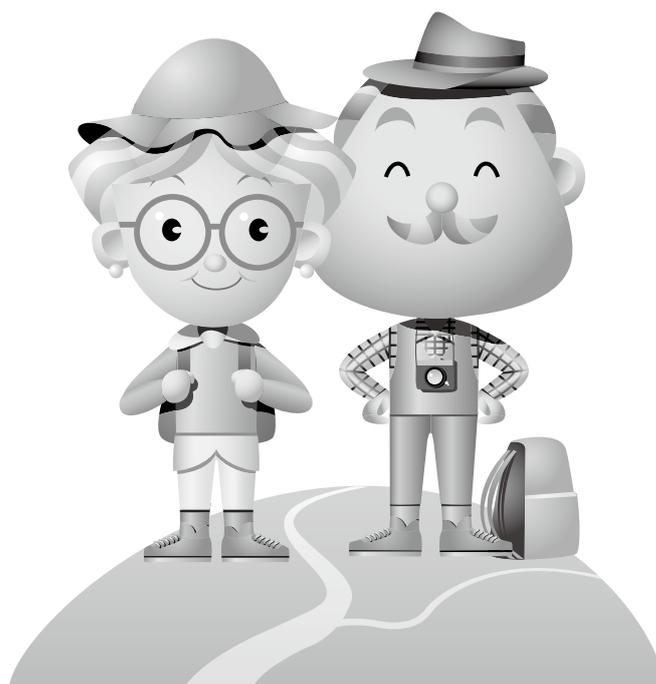
サークル活動の活性化を図るためには、多くの人にサークル活動に興味を持ってもらわなければいけません。興味を持ってもらうためには情報の周知が重要になってくることから、インターネット等の活用により幅広い層への情報の発信を行います。

また、公民館だけでは困難となっているサークル活動の場を確保するため、公民館以外の活用可能スペースの情報を提供します。

さらには、サークル活動が地域に根ざした活動となるために、サークル同士が互いに連携を図れるよう支援したり、新たなサークル活動を立ち上げるリーダーの発掘・育成を行います。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のサークル活動へ積極的に参加する ○誰もが気軽に参加できる地域のサークル活動を立ち上げる ○サークル活動の自宅での開催も考える
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会が地域のサークル活動を支援する ○町会・自治会館を地域のサークル活動へ開放する ○老人クラブ等の既存サークル団体への加入を促進する ○遊びを通じて子どもと大人が交流を図れるサークル活動を促進する ○地域のサークル情報を発信していく ○事業者による講習会や見学会を開催する ○新たなサークル活動を立ち上げるリーダーとなる人材の発掘・育成を行う
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の余裕教室の活用を図る (教育委員会総務課) ○公共施設の活用可能スペースの情報を提供する (社会教育課) ○公民館が中心となって実施している文化祭の充実を図る (社会教育課) ○サークル活動の場を確保する (社会教育課) ○サークル活動情報を発信する (社会教育課) ○サークルが相互に連携を図れるよう支援する (社会教育課)



3. 起業・就業の支援

現況と課題

生涯を通して仕事を持ち、社会に貢献することは、経済的な生活の安定のためだけではなく、生きがいを見出すことにとっても非常に重要な要件であることから、地域福祉を推進する上でも、一人ひとりが個々の能力を発揮できる職業を得られる環境づくりは大切なことです。

しかし、社会のグローバル化³²の進展により、世界的な規模で経済危機が起こり得る今日、一見豊かそうに見える人々の生活も、さまざまな危険性と不確実性にさらされています。さらには、若い世代であっても雇用の安定が見込めない人々も多い上、特に、障害者の就職は一層厳しさが増えています。

一方では、団塊の世代の一斉退職、少子化の進展により、労働力人口³³は減少の段階に入っており、今後は就業構造における高齢者や女性の割合が増加することが予想されます。

このように、元気な高齢者等が増加し、女性の就業意欲も高まる中で、一般的に就職が困難な障害者を含めて、就業を希望する方々に対する就業支援や男女共同参画社会基本法³⁴に基づく就業環境の整備が大きな課題となっています。

施策の方向

今後、増加が予想される元気高齢者の社会参加を進めるため、生きがい福祉事業団³⁵のPRに努めるだけでなく、固定しがちな業務の多様化を図ることなどにより、魅力ある事業団づくりを促進します。

また、多様な就業機会を確保するため、障害者の就業相談を充実するとともに、「船橋市商工業振興ビジョン³⁶」に基づき自ら主体的に取り組む意欲のある経営者に対する支援や産学の連携³⁷確保などを行うことにより、市内の産業の活性化を図り、新しい雇用の創出を図ります。

さらに、新たな就業機会を確保するため、平成19年に設置された「ベンチャー

³² 経済などのシステムが国を超えて世界的なものになる動き。

³³ 満15歳以上の生産年齢人口のうち、所得を得るために労働している者（就業者数）と、休業中の就業者、そして労働をしないと希望しながら仕事についていない者（完全失業者数）の総数。

³⁴ 男女共同参画社会の基本理念及び、国、地方自治体、国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的とする法律。（H11.6施行）

³⁵ 高齢者の経験や技能を活かし、働く機会を作り、広く社会参加の道と健康の増進に努め、生きがいを高めることを目的に設立された財団。

³⁶ 本市の商工業振興の指針として、基本的な考え方や将来像等を示すビジョン。（H14年度策定）

³⁷ 産業界（企業）と学界（大学等の高度な教育機関）が連携することにより、共同研究や研究成果の事業化等を行うこと。

プラザ船橋³⁸」と連携して、起業についての支援を行います。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事を通した生きがいづくりを進める ○地域や社会への貢献意識を持つ ○起業・就業情報を収集する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な起業・就業情報を発信する ○NPO等による女性の就業支援事業を実施する ○事業者による高齢者・障害者雇用の促進を図る ○高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する ○コミュニティビジネスの立ち上げを支援する ○事業者による起業家へのノウハウの提供を行う ○高齢者のための新しい仕事を創出する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市商工業振興ビジョン」を推進する (商工振興課) ○障害者を対象とした就業相談を充実する (障害福祉課) ○魅力有る生きがい福祉事業団づくりを促進する (高齢者福祉課) ○「ベンチャープラザ船橋」との連携により起業についての支援を行う (商工振興課)



³⁸ 支援スタッフ（インキュベーション・マネージャー）が常駐し、千葉県・船橋市・財団法人千葉県産業振興センター・経済産業省及び各支援機構と連携をとりつつ、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的に支援する施設。

4. 動物と共生できるまちづくり

現況と課題

動物とふれあうことによって育まれる命を大切に思う心や優しい気持ちは、相互に助け合う暖かい心に通じていることから、地域福祉を推進するためのベースとなると考えられます。

また、日常生活の中で地域の人と人の自然な出会いとして、ペットを介した出会いは意外に多かったり、動物とふれあうことで人に癒しと安らぎを与える効果があったりすることから、動物との共生も地域福祉を推進していく上で重要になってきますが、動物に対する誤った認識や鳴き声やふんの放置など飼い主のマナーが問われる問題も起きており、一部の飼い主のマナーの欠如から苦情も寄せられています。

こうした状況の中で、人と動物とが共生できるまちづくりを形成するためには、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守る必要があるとともに、一方で、動物の鳴き声、ふん尿等による迷惑の防止を含め、人の生命、身体及び財産を侵害することのないよう、適切に管理される必要もあります。

個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、人それぞれ多種多様ですが、共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、市民の総意に基づいて形成される普遍性、客観性の高いものであるべきです。

そのためには、本市の風土や社会の実情を踏まえた、動物の愛護及び管理の考え方を普及啓発し、身についた習いとして定着を図る必要があります。

船橋市においては、平成19年4月に「動物愛護指導センター」が設置され、人と動物の共生をめざして、動物に関する相談や指導等を行っており、また、地域においては、動物を通じた交流も行われており、動物との共生が望まれます。

また、盲導犬³⁹・聴導犬⁴⁰・介助犬⁴¹については、利用希望者に盲導犬等の数が追いついていない現状があります。

施策の方向

動物とふれあうことによって得られる様々なメリットを多くの市民が享受できるよう、飼い主相互がコミュニケーションを図る場となる、ペットをつれて集まれる施設を設置したり、情報の周知に努めます。

³⁹ 視覚障害者を安全・快適に誘導する訓練を受けた犬。

⁴⁰ 聴覚障害者と生活を共にし、耳代わりとなって生活に必要な音をユーザーに伝える訓練を受けた犬。

⁴¹ 身体の不自由な方の手助けをするために特別なトレーニングを積んだ犬。日常生活における動作（起立やドアの開閉等）の補助をする。身体障害者補助犬と同義語。

また、人と動物が仲良く共生できるまちづくりをめざして、動物の正しい飼い方を周知し、飼い主のマナー向上をめざすほか、学校などにおいては動物とふれあう機会を設けます。

さらに、盲導犬・聴導犬・介助犬の普及に努め、利用者が生活しやすいまちづくりを目指し、市民及び各事業者への啓発を図ります。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主としてのマナー向上に努める ○動物の愛護及び管理について、正しい知識を習得する ○盲導犬・聴導犬・介助犬についての正しい知識を持つ ○盲導犬・聴導犬・介助犬利用者を理解し、支援する意識を持つ ○盲導犬・聴導犬・介助犬育成のために協力する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットを通じた地域交流の推進を図る ○困り事を含め地域のペットに関する情報の収集・発信を行う ○ペットの散歩を利用したパトロールを実施する ○NPOや事業者などによりペットの一時預かり事業を実施する ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識の普及啓発を行う ○NPO等による盲導犬・聴導犬・介助犬の育成を促進する ○事業者の盲導犬・聴導犬・介助犬の受け入れを促進する
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき飼い主のマナー向上を図る (衛生指導課) ○動物の愛護及び管理の考え方について、広く普及啓発に努め、市民の合意形成を図る (衛生指導課) ○所有者のいない猫に対する地域活動についての正しい知識・情報を発信する (衛生指導課) ○盲導犬・聴導犬・介助犬及び利用者についての正しい知識・情報を発信する (障害福祉課) ○「身体障害者補助犬法⁴²」に基づき事業者に対して、ほじょ犬の受け入れについて啓発する (障害福祉課) ○小学校において動植物に関心を持ち、生き物への親しみを育むとともに、大切にする心を養う (指導課)

⁴² 身体障害者の自立と社会参加を促進するための法律で、公共施設や公共交通機関に補助犬を同伴できるような措置を講ずることなどを定めている。(H11.5 施行)

1. 健康日本 21 への取り組み

現況と課題

「楽しく暮らす」ための一番の基盤になるのは健康であり、地域福祉の推進においても基盤となる事項です。

年々、健康に対する意識は高くなっていますが、生活習慣の変化や高齢者の増加等により生活習慣病の有病者・予備群が増加している状況が見られます。

市民がQOL（生活の質）を高め、生きがいを持ち、やりがいを感じつつ生活ができる状態として捉えられる健康を手に入れるには、日頃の生活習慣を見つめなおし、自分と向き合うことが大切です。幼い頃から自分の身体に関心を持ち、規則正しい食事や運動をする習慣を身につけていくことが、将来への持続した健康につながります。

また、心の健康については、社会経済情勢の変化などによりストレスの重圧が増大し、家庭、学校、職場、地域などで心の不健康状態にある人が増えており、自殺やいじめなどへの対策は、社会的に重要な課題となっています。

施策の方向

平成 17 年に策定した「ふなばし健やかプラン 21」では、健康的な生活は、個人だけでなく社会全体が健康的でなくては実現できないことから、一人ひとりのコミュニケーション能力を高め、家族や周りの人たちの見守りや支援、行政や地域など、さまざまな機関や団体が一体となって健康づくりを推進しています。

具体的には、健康づくり運動を推進する組織である「市民運動推進会議⁴³」において、市民、ボランティア、地域で団体などが取り組んでいるさまざまな活動や情報を集約し、連携して、広く市民に健康関連情報を提供するための広報、推進の検討を図り、行政と共に「ふなばし健やかプラン 21」を推進しています。

また、「市民運動推進会議」では、健康情報の取得や情報の提供を一元的に行う手段としてホームページを立ち上げており、このホームページを通じた情報の活用や発信により、より多くの市民の健康づくりへの取り組みを支援しています。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催する健康学習の場に積極的に参加する ○規則正しい生活に留意する ○特定健康診査や定期的な検診を受診する ○かかりつけ医を確保する

⁴³ 船橋市の「ふなばし健やかプラン 21」を市民の立場から進めていく市民や団体の組織で一人ひとりの健康づくりを身近なところからサポートする。

	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な睡眠とストレス解消に留意する ○ヘルスケア・デンタルケアイベントに積極的に参加する ○徒歩・自転車を利用する ○バランスのとれた食事を3食摂るように努める ○食に関する知識と食を選択する力を身につける ○歯磨きの励行など歯の健康管理を行う ○こころの健康について理解を深める
<p>地域が力を合わせて 実現していくこと (共 助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する ○健康学習の場を確保する ○地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する ○地域に根ざした診療を行う医療機関を地域住民がバックアップする ○地域住民の選択基準となる医療情報の発信を行う ○病診連携の強化を進める ○巡回健診を充実する ○事業者や医療関係者が地域の健康相談を実施する ○飲食店によるバランスのとれたメニューの提供を促進する ○地域食材を生かした魅力ある食生活・食文化を継承する ○地域の施設において受動喫煙の防止に努める ○心身の健康の保持・増進に配慮した地域で集い、憩うことのできる場所を整備する
<p>行政の責任として推 進していくこと (公 助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふなばし健やかプラン21」を推進する (健康政策課) ○住民の身近な場所で行う健康相談の充実を図る (健康増進課) ○健康相談事業や健康教育事業といった各種保健事業において、健康診査やがん検診などの受診を勧奨する (健康増進課) ○「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき特定健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病発症の危険度の高い者に対し特定保健指導を行う (特定健康診査室) ○母子・成人保健事業において、食育⁴⁴の推進を図る (健康増進課) ○たばこの害や禁煙支援・受動喫煙に関する情報を普及する (健康政策課、健康増進課) ○メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発を図る (健康増進課、保健予防課) ○メンタルヘルスに関する相談を受ける (健康増進課、保健予防課) ○相談業務の充実や情報提供等により、自殺の防止に努める (健康政策課、保健予防課、健康増進課、包括支援課、児童家庭課、商工振興課、消費生活課、男女共同参画課)

⁴⁴ 望ましい食生活を送るために必要となる5つの能力(食べ物を選択する能力、料理する能力、味がわかる能力、食べ物の育ちを感じる能力、元気な体ができる能力)を子どもの時から身につけさせるための教育。

1. ユニバーサルデザインによるまちづくり

現況と課題

国においては、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備をめざし、移動等円滑化に関して、より一体的・総合的な施策の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法）⁴⁵」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー⁴⁶新法）」が平成18年12月に施行されました。

船橋市においても「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針⁴⁷」や「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市移動円滑化基本構想」を定め、ユニバーサルデザイン⁴⁸の考えを踏まえ、バリアフリー化を進めています。

こうした制度状況を背景に、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考えは、社会的に広く認知されてきていますが、急速に進む高齢化社会への対応や、障害の有無に関わらず日常生活や社会生活ができるまちづくりをめざすことが今後も引き続き重要です。

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市内全域の施設等が整備されるまでには、まだまだ長い時間を要することから、現状の中で全ての市民が暮らしやすい環境を実現していくために、地域における助け合いの仕組みづくりが必要です。

また、慣れ親しんだ地域でいつまでも安心して住み続けられるよう、住宅のバリアフリー化についても対策が必要となっています。

施策の方向

「住生活基本計画」や「高齢者の居住の安定確保に関する法律」などの制定に伴い、高齢者や障害者向けの住宅の普及に努め、住宅の改造等に係る資金の助成などに関する情報を提供し、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」や「船橋市都市計画マスタープラン」、「船橋市移動円滑化基本構想」に基づき、まちのユニバーサルデザイン化

⁴⁵ 多数の者が利用する建築物等を建築する者に対し、高齢者や障害者が円滑に利用できる措置を講ずることを義務あるいは努力義務として課する法律。（H15.4 施行）

⁴⁶ 高齢者や障害者の生活行動の障害となるものを排除した環境のこと。

⁴⁷ 市民と行政の協力により高齢者や障害者をはじめとするすべての人が住みよく、行動しやすい生活環境づくりを進めるための指針。（H7 年度策定）

⁴⁸ 年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすること。

及びバリアフリー化を更に進め、安心して楽しく暮らせるまちづくりをめざします。

併せて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を広く啓発していくことで、移動の妨げとなっている道路や歩道の障害物を、行政だけでなく地域におけるボランティア活動でも取り除いていき、高齢者や障害者などが暮らしやすい環境をめざします。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や地域が開催するユニバーサルデザイン学習の場に積極的に参加する ○身近な通行障害について情報を提供する ○違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない ○高齢者・障害者について理解を深める ○自分の住む住宅について高齢者や障害者になったときのことを意識する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する ○地域住民を対象としたユニバーサルデザイン勉強会を開催する ○ボランティアによる道路の清掃や放置自転車等の整理など通行障害の解消を図る ○事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める ○事業者施設のユニバーサルデザイン化を促進する ○事業者がバリアフリー相談を実施する ○高齢者や障害者向け住宅について地域住民の理解を深める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」の浸透を図る (障害福祉課、各施設所管課) ○「船橋市都市計画マスタープラン」及び「船橋市移動円滑化基本構想」に基づき、バリアフリー化を推進する (総合交通計画課、都市計画課、道路建設課) ○電線の地中化を促進する (街路課) ○放置自転車等の通行障害を排除する (交通安全課、都市計画課、道路管理課) ○住宅の改造等に係る資金の助成、貸付等について情報の提供をする (高齢者福祉課、障害福祉課、住宅政策課) ○高齢者や障害者向け住宅の普及や入居支援に努める (高齢者福祉課、障害福祉課、住宅政策課)

2. 移動手段の確保

現況と課題

船橋市は、京葉地域における交通の要衝であり、市内に鉄道が9路線35駅を擁し公共交通機関が非常に充実してはいますが、鉄道路線は東西方面に偏っており、南北方向の交通手段が少ない状況になっています。

さらには規制緩和⁴⁹の影響により、既存バス路線の撤退が容易となっていることから、交通不便地域が生まれやすだけでなく、若い頃には問題なく歩けた最寄り駅までの距離が、高齢になることで移動の大きな障害になることから、今後はさらに交通を不便に感じる人が増加すると予想されます。

加えて、モータリゼーション⁵⁰の進展や商店街の衰退などにより、歩いて行ける範囲に日常生活に必要な買い物をする場所がなくなるなど、高齢者などにとって日常生活に不便な地域も多くなってきています。

こうした状況の中で、誰もが気軽に利用できる交通機関、移動手段の確保が不可欠であり、それが安心して楽しく暮らせる地域づくりの重要なポイントとなります。

船橋市では、屋外での移動が困難な障害のある人や高齢者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの外出について、「船橋市高齢者福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」に基づき、移動に要する用具の貸与・給付や福祉タクシー制度⁵¹の実施などによって、高齢者・障害者の移動手段を確保することで支援しており、こうした支援により、地域における自立生活と社会参加を促していくことが重要です。

また、自家用自動車による福祉有償運送は、平成18年10月の道路運送法の改正により、許可制から登録制になり、使用車両についてセダン型車両が追加され、利用できる対象者の幅も広がったため、事業のさらなる拡充が期待されます。

施策の方向

「船橋市高齢者保健福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」を推進し、高齢者・障害者の移動を支援します。

また、事業者が福祉有償運送事業を開始できるよう、運営に関する相談指導を行います。

⁴⁹ 政府や自治体などが民間の経済活動に定めている許可・確認・検査・届け出などの規制を緩和ないし廃止することで、自由な経済活動の活性化を図ること。

⁵⁰ 自動車の大衆化現象。

⁵¹ 要介護の方及び心身に一定の障害を持つ方に対して、タクシーの利用料金を助成する制度。

さらに、交通不便地域解消について、行政では船橋市地域公共交通活性化協議会において路線バスの再編成やコミュニティバス⁵²の導入なども含めて協議を進めていることから、協議結果に基づいて、移動手段を確保し、安心して楽しく暮らせる地域づくりをめざします。

地域福祉の役割分担

区 分	努力する内容
地域に住む一人ひとりが努力すること (自 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者の移動に協力する ○気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する
地域が力を合わせて実現していくこと (共 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握する ○地域の助け合いによる移動の仕組みを構築する ○NPO・ボランティア団体・地区社協・福祉事業者等による移送サービス⁵³事業の立ち上げを図る ○事業者が所有するバスを活用する ○事業者による駐車場の確保を進める
行政の責任として推進していくこと (公 助)	<ul style="list-style-type: none"> ○「船橋市高齢者保健福祉計画」及び「船橋市障害者施策に関する計画」を推進する (高齢者福祉課、障害福祉課) ○地域の手による福祉有償運送事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行う (地域福祉課) ○交通不便地域の解消の方策について検討する (総合交通計画課) ○高齢者や障害者の移動支援に関する事業の周知を図る (高齢者福祉課、障害福祉課)

⁵² 一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバスで、小型のバスで住宅地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するためのもの。

⁵³ 自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害者などに対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。

